

建設工事等の最低制限価格及び調査基準価格の改定について

富士見市では、過度な価格競争によるダンピング受注を防止し、契約の内容に適合した履行を確保するため、建設工事及び土木施設維持管理の競争入札を執行するにあたり最低制限価格を導入しております。

つきましては、下記のとおり算定方法を改定することとしましたのでお知らせします。

1 最低制限価格及び調査基準価格（税抜）の算定方法

算定式①から④までの合計額

①直接工事費の 97%

②共通仮設費の 90%

③現場管理費の 90%

④一般管理費の 68%

ただし、合計額が、予定価格（税抜）の 9.2/10 を超える場合は 9.2/10 の額とし、7.5/10 に満たない場合は 7.5/10 とします。

また、特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに 7.5/10 から 9.2/10 までの範囲内で契約ごとに設定します。

上記により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てします。なお、算出に当たって下限値の 7.5/10 を使用する場合や端数整理後の額が予定価格（税抜）の 7.5/10 を下回る場合は、100 円未満の端数を切り上げた額とします。

2 適用期日

令和 4 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用します。